

首都直下地震対策協議会における要望・提案等について

首都直下地震対策に関する国や他の機関等への要望について

(1) 首都中枢機能の継続性確保

番号	要望の内容及び理由	回答
1-1	首都圏が甚大な被害を受けた場合の代替拠点については、現在、各省庁の個別の検討に任せられているところであるが、発災時には政府全体として、関係省庁と緊密な連携とって対応を行う必要があることから、政府全体での代替拠点に係る検討を早急に進めていただきたい。	ワーキンググループ中間報告中「Ⅱ 1. (5)」に記載
1-2	首都直下地震発災時に、その機能継続性を確保するために予め優先的な復旧等を想定しておくべき首都中枢機関（政治・行政・経済中枢機関）について、関係機関（ライフライン・インフラ事業者等）に対して改めて周知・徹底していただくとともに、通信や電力等のインフラの優先復旧や燃料等の優先供給等の体制を確立していただきたい。	ワーキンググループ中間報告中「Ⅱ 1. (7) ①」に記載
1-3	首都機能確保や大量発生が予想される帰宅困難者対策、治安維持における、各関係省庁の担任区分、優先順位を明確化することが必要と考える。	ワーキンググループ中間報告「Ⅱ 1. (1) ②」「Ⅳ 3. 【検討の方向性】 1 個目の○」に記載
1-4	首都中枢機能を担う機関への電力、通信、ガス、水道の優先供給の対応手続きが不明確。各中枢機関等のリストをどのように提示して、その対応をどう維持するのか、この手続きも明確化しておくべき。実際の対応として、持続可能な制度とするために、内閣府が仲介して改めて整備をしておくことも重要。	ワーキンググループ中間報告「Ⅱ 1. (7) ①」に記載
1-5	首都中枢において何を優先すべきかについて、ライフライン全体で議論が必要と考える。 被災地に目が行きがちだが、震ヶ関の機能の何を優先的に確保すべきか、事業者の関わる範囲はどこまでかを話し合っておくことが必要と考える。	ワーキンググループ中間報告「Ⅱ 1. (7) ①」に記載
1-6	現在、政府のBCPガイドラインについては、「中央省庁業務継続ガイドライン」の他に「中央省庁における情報システム運用継続計画ガイドライン」が存在している。 後者については、災害時のみならず、情報セキュリティ上のインシデントが発生した際の初動等を含めたものであり、策定の目的が異なる部分があるが、その一方で共通する部分もあるので、前者のガイドラインの改正を行う際は、後者のガイドラインの内容を利活用できるように御検討いただきたい。	「中央省庁業務継続ガイドライン」を改正する際には、「中央省庁における情報システム運用継続計画ガイドライン」の内容も踏まえながら検討していきたい。
1-7	首都直下地震発生時において、政府のインターネット（官邸及び各省庁ウェブサイト等）を活用した情報発信は極めて重要であり、現在、各省庁が情報発信の継続性の確保（バックアップセンターの設置等）に取り組んでいるところであるが、発災時における情報発信の継続性確保については、各省庁共通の課題であることから、各省庁の個別の取組みに任せるのではなく、政府全体として効率的に情報発信を行う体制を検討していただきたい。	ワーキンググループ中間報告「Ⅱ 1. (3) ②」「Ⅳ 3. 【検討の方向性】 2 個目の○」に記載

1-8	省庁間での情報共有のための要領を検討していくことが必要と考える。 情報収集手段の効果的な運用及び情報共有のため、各関係機関（防衛省、国土交通省、警察庁、消防庁等）が保有する情報収集手段（ヘリ映像伝送装置等）の地域・時期的な分担の基準及び中央防災無線等を活用したその情報共有要領等について、平素より内閣府（防災）を中心とした実務レベルでの関係省庁や関係機関との調整を実施することが必要。	ワーキンググループ「Ⅱ 1. (3) ①」に記載
1-9	震災発生時の対外的な政府の情報発信のあり方については、官庁や首都中枢機能毎に対応するのではなく、ランドデザインを描いておくことが必要である。	ワーキンググループ中間報告「Ⅱ 1. (3)」に記載
1-10	指定公共機関と官庁、政府の情報共有・還元を一元的にできるように、セキュリティ機能のあるWebsite（ホームページ）を用意することが必要。 仮にこうした整備に時間がかかる場合には、それまでの間の暫定運用としてメールでの報告方法、書式、タイトルの記載の仕方など、情報共有・還元のルールを予め決めておくことが適当。	ワーキンググループ中間報告「Ⅱ 1. (3)」に記載

(2) 帰宅困難者等への対応

番号	要望の内容及び理由	回答
2-1	帰宅困難者対策については、国と首都圏の各地方公共団体が検討を進めている現状であるが、多くの府省が所在する東京都や特別区との間において国の受け入れ体制等について何らかの棲み分けや合意ができていのであれば、お示しいただきたい。 今後省内での検討を進めていくに当たり、そのような情報があれば、作業の参考になるものと考えている。	ワーキンググループ中間報告「Ⅱ 3.」に記載

(3) 広域的な応援体制の確立

番号	要望の内容及び理由	回答
3-1	先の東日本大震災においては、道路の途絶や交通規制等により、被災した通信設備の応急復旧作業に支障が生じたとの意見が多数の事業者から示されていることから、復旧に係る輸送手段について優先的に確保可能な仕組みの構築等についても検討いただきたい。	ワーキンググループ中間報告「Ⅱ 1. (7) ②」に記載
3-2	第8回防災対策推進検討会議において、防衛省より、初動において自衛隊の活動として最も期待される人命救助活動に特化した対応ができるよう、緊急災害対策本部の必須の機能として物資輸送の一元化を行うスキームを明確にするよう提言した。 首都直下地震に際しては、多数の車両による交通の輻輳や建築物倒壊で発生した大量のがれきによる交通障害等で物流の遅滞が予想される。かかる状況下で首都圏に集中する多数の人口に必要な物資を供給するためには、物資の需要や物流に係る情報の一元化、かかる情報に基づく輸送対象に係る優先順位の決定といった措置を緊急災害対策本部の下でより適切に実施していくことが必要と考える。	ワーキンググループ中間報告「Ⅳ 2. 【検討の方向性】 1 個目の○」に記載
3-3	3. 1 1の震災発生時、ライフライン事業者は、地震発生直後より対策要員の移動や現地の被災状況の情報収集のため、ヘリコプターを活用するべく、新橋より東京ヘリポートへ向かったが、液状化や交通渋滞により、相当な時間を要した。多くの機関でも、有明の丘のヘリポートを使う前に、まず（発災初期）は東京ヘリポートを目指すかと思われるので、東京ヘリポートへ向かうための陸路の確保（液状化対策であったり、渋滞対策、公共交通機関の運行）も迅速な対応に繋げるためには必要と感じている。 優先通行する方策としては、緊急通行車両事前届出などもあるが、全ての車両を届け出るのは現実的で無い部分もある。場合によっては、タクシーなどを使うケースもあるので、行政の協力というのにも必要になってくると感じている。	ワーキンググループ中間報告「Ⅳ 2. 【検討の方向性】 5 個目の○」に記載

3-4	<p>第一次交通規制がかかった場合に、環七の内側では、真に救命に係る車両しか通行できなくなる。この場合、現金センターが集中する同区域内の金融機関の現金車両が身動きをとれず、銀行券・貨幣の供給、決済に影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>金融・決済分野のみならず、その他の指定公共機関との間で緊急通行車両の優先順位付けや、解除の時期に係る手続きをより仔細に確立しておくことが望ましい。</p>	ワーキンググループ中間報告「IV 2. 【検討の方向性】 5 個目の○」に記載
3-5	<p>首都直下も含め、大規模災害時には、全国からの自衛隊、消防、警察といった各救援、支援部隊の他、一般の緊急物資輸送など災害従事関係車両が高速道路を通過して被災地に向かうことになる。こういった大規模災害時の高速道路施設に求められるものは何なのかを検討しているところ、例えば休憩施設 (SA/PA) は、こういった被害想定のもと、こういった広域派遣計画を持っていて、実際に起こったらこういった使い方をするので、こういった機能 (燃料供給体制、電源確保、水、食料の確保・・・) が必要、あるいは具体派遣計画がなくても、高速道路は必ず使うので最低限こういった機能や制度、運用措置が必要だ、というような、地域防災計画の枠を超えた、救援救護復旧復興といった観点での国レベルの全体基本方針、省庁間、各行政を跨いだ共通の具体計画や考え方を示し頂けると、事業者としてそれらに向けた対応や準備がしやすくなると思う。</p>	ワーキンググループ中間報告「IV 2. 【検討の方向性】 5 個目の○」に記載
3-6	<p>首都直下地震等の緊急事態において、通信設備の自家用発電機等の電源を維持するために、電気通信事業者が十分な燃料の確保・輸送が可能となるよう、緊急時の燃料の確保・輸送に関するルール・体制の確立等について検討いただきたい。</p>	ワーキンググループ中間報告「IV 2. 【検討の方向性】 5 個目の○」に記載
3-7	<p>燃料の確保の方法についても、政府として何らかの優先順位付けの基準を明確化しておくべき。</p>	ワーキンググループ中間報告「IV 2. 【検討の方向性】 5 個目の○」に記載
3-8	<p>発災時の事業継続にあたっては、ライフライン事業者における非常用電源の燃料確保が重要なファクターになると考える。緊急交通路の指定等、既に対応している部分もあると思うが、交通網の安定的運用確保等において、行政のご協力が必要と考える。</p>	ワーキンググループ中間報告「IV 2. 【検討の方向性】 5 個目の○」に記載
3-9	<p>一事業者での確保は困難。指定公共機関に対する優先確保をご検討いただきたい。</p>	ワーキンググループ中間報告「IV 2. 【検討の方向性】 5 個目の○」に記載
3-10	<p>日本放送協会及び民間放送事業者は、災害対策基本法に基づく指定公共機関及び地方指定公共機関の指定を受けているとともに、災害対策基本法第57条に基づく都道府県知事等による放送要請の求めに応じた放送対応が求められている。また、放送法に基づき災害に関する放送が義務付けられており、ラジオ・テレビ放送を通じ非常災害時における災害報道を担う役割を有している。</p> <p>よって、非常災害時における放送の継続確保は、例えば政府発表事項をいち早く国民・視聴者に伝達する上でも、極めて重要。</p> <p>日本放送協会はじめ放送事業者は、万が一の商用電源の喪失時に備え、本社社屋 (演奏所) 及び送信所には、非常用発電装置等の予備電源装置を整備しているところであるが、長期の厳しい停電を想定した場合、非常用発電装置の燃料供給体制の状況如何によっては、放送の継続が困難になり、全地域的な放送の途絶が起ることが考えられ、国民は放送を通じた情報の入手手段を失うことになる。</p> <p>そこで、通常の燃料供給体制が崩壊するような事態において放送事業者等重要インフラ事業者に対する非常用電源装置を稼働させるための燃料の確保が大きな課題と考えられることから、そのような事態を想定した供給体制の明確化等については、行政の協力が必要と考えられる。</p>	ワーキンググループ中間報告「IV 2. 【検討の方向性】 5 個目の○」に記載

3-11	<p>救援物資の運搬等災害拠点空港としての運用の継続のため、航空機、ヘリコプター、復旧工事車両、緊急物資搬送用貨物車両、非常用発電機、重機、GSE車両について、燃料の確保が大きな課題であり、行政の協力が必要である。</p> <p>(ジェット燃料油、ガソリン、重油、軽油)</p>	<p>ワーキンググループ中間報告「IV 2. 【検討の方向性】 5 個目の○」に記載</p>
3-12	<p>発災から72時間の人命救助活動を効果的に実施するための、関係省庁の実動部隊（自衛隊、広域緊急援助隊、緊急消防援助隊、DMA T等）間での連携要領などについて、平素より内閣府（防災）を中心とした実務レベルでの関係省庁や関係機関との調整を実施することが必要。</p>	<p>ワーキンググループ中間報告「IV 2. 【検討の方向性】 1 個目の○」に記載</p>
3-13	<p>首都直下地震の発災後、首都圏上空には多数の航空機が集中することが予想される。このため速やかに航空機の安全を確保するため、関係機関等が航空情報を適切に共有することが必要。この際、官用機と民間機の適切な棲み分けを図り、もって効率的な救援活動や情報収集などを実施するとともに、官用機による情報収集に空白地域が生じた場合には、民間機による支援が可能となるよう、官民連携の枠組みの構築について、平素より内閣府（防災）を中心とした実務レベルでの関係省庁や関係機関との調整を実施することが必要。</p>	<p>ワーキンググループ中間報告「IV 2. 【検討の方向性】 5 個目の○」に記載</p>
3-14	<p>公共ヘリポートは発災時利用に制限がかかる。活用方法の検討をお願いしたい。</p>	<p>ワーキンググループ中間報告「IV 2. 【検討の方向性】 5 個目の○」に記載</p>
3-15	<p>複合事態対応を効率的に行うため関係省庁間での情報共有を図り、優先順位に応じた資源の重点配分を行うため、緊急災害対策本部での一元指揮（複数の災害対策本部の整理、内閣官房安危と内閣府防災担当との指揮系統の整理）が必要ではないか。</p>	<p>ワーキンググループ中間報告「IV 9. 」に記載</p>

(4) 復旧・復興対策の事前検討

番号	要望の内容及び理由	回答
4-1	<p>防災対策推進検討会議の中間報告でも一部指摘されているとおり、緊急災害対策本部や現地対策本部の役割・機能の分担、責任の所在等を明確にし、それに見合った資源配分を行うことが重要であるとともに、現地対策本部と地方自治体との連携をより実効的に実施できるようインフラ整備等を進めることも重要。</p>	<p>ワーキンググループ中間報告「IV 2. 【検討の方向性】 2 個目の○」に記載</p>
4-2	<p>ご遺体の取り扱い、がれき除去、在日米軍との連携要領等、各種検討項目に関して、内閣府（防災）を中心とした平素からの各省庁間調整により具体的な対応要領、担任区分を明確化して、効率的な省庁間協力による人命救助活動、応急復旧活動等が実施できるようにすることが重要である。これらについて、平素より内閣府（防災）を中心とした実務レベルでの関係省庁や関係機関との調整を実施することが必要。</p>	<p>ワーキンググループ中間報告「IV 6. 【検討の方向性】 4 個目の○」に記載</p>
4-3	<p>空港運用の早期復旧の検討を行う為、また空港に多くの滞留者が発生することが予想される為、ライフライン（電気、ガス、水道）の優先供給や、アクセス事業者からの情報収集（道路・鉄道運行の状況や復旧目標時間）等綿密な連携が必要であり、行政の協力が必要である。</p>	<p>ワーキンググループ中間報告「IV 2. 【検討の方向性】 5 個目の○」に記載</p>

(5) その他

番号	要望の内容及び理由	回答
5-1	<p>対策のとりまとめについて、最終的には、大綱の修正を想定しているのか、津波対策のように、新法の制定をめぐしているのか。</p> <p>また、地震防災戦略の減災目標を見直すのか。戦略を廃止し、新たな手法を導入することも検討しているのか、現段階での考え方を教示願いたい。</p>	<p>ワーキンググループ最終報告を踏まえ、「首都直下地震対策大綱」「首都直下地震の地震防災戦略」「首都直下地震応急対策活動要領」「首都直下地震応急対策活動要領に基づく具体的な活動内容に係る計画」の見直しを予定</p>
5-2	<p>首都直下地震が発生したとき、国及び各関係機関において、それぞれ被災時業務として何を実施すべきと考えているかを取りまとめのうえ提示していただきたい。</p> <p>被災直後から応急対応の完了までの間、時系列的場面において、各機関が優先的に行うべきと考えている、基本的な被災時の役割が整理されなければ、被災時業務として優先すべき情報の提供機関、応急措置、被災時の人員・要員の配置などの課題の抽出や具体的検討を行うことが難しいと考える。</p>	<p>御指摘を踏まえ、今後の「首都直下地震応急対策活動要領」等の見直しの際に具体的にご意見を承りたい。</p>
5-3	<p>原子力機構は、原子力災害等を中心に指定公共機関として対応することとなっているが、首都直下地震発生時には、指定公共機関としての具体的な役割として何を求めているのかを少し明確にしていきたい。</p>	<p>御指摘を踏まえ、今後の「首都直下地震応急対策活動要領」等の見直しの際に具体的にご意見を承りたい。</p>
5-4	<p>指定公共機関として、地方の電力会社に何を求めているかを明確にしていきたい。</p> <p>(首都圏直下地震が起こった際、地方の電力会社は、被災地域を拠点としている東京電力への協力応援を行うが、その他に求められている役割があるのかを知りたい。)</p>	<p>御指摘を踏まえ、今後の「首都直下地震応急対策活動要領」等の見直しの際に具体的にご意見を承りたい。</p>
5-5	<p>内閣府と東京都の予測の整合性を願いたい。整合していない場合、震度等の予測により、通信事業者内で防災検討を図る上で混乱するため。</p>	<p>公表する際には、混乱が無いように、異なる点を十分説明していきたい。</p>